〇札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則

平成５年３月26日規則第９号

〔注〕平成26年11月から改正経過を注記した。

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則

札幌市清掃条例施行規則（昭和25年規則第43号）の全部改正（昭和47年３月規則第61号）

札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第61号）の全部改正（平成５年３月規則第９号）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　廃棄物減量等推進審議会（第３条―第７条）
第３章　廃棄物処理施設設置等評価委員会（第７条の２―第７条の９）
第４章　大規模建築物の所有者等の義務（第８条―第13条）
第５章　廃棄物の適正処理
第１節　一般廃棄物の処理（第14条―第17条）
第２節　廃棄物の受入基準（第18条）
第３節　産業廃棄物の処理（第19条）
第６章　廃棄物処理手数料等（第20条―第22条の２）
第７章　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用等
第１節　一般廃棄物収集運搬業等の許可等（第23条―第36条）
第２節　産業廃棄物に係る報告（第37条―第40条）
第８章　雑則（第41条―第43条）
附則

第１章　総則

追加〔平成26年規則78号〕

（趣旨）

第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成４年条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

第２章　廃棄物減量等推進審議会

追加〔平成26年規則78号〕

（会長及び副会長）

第３条　条例第６条の規定により設置する札幌市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成26年規則78号〕

（招集）

第４条　審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

（会議）

第５条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、環境局において行う。

（運営事項）

第７条　第３条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第３章　廃棄物処理施設設置等評価委員会

追加〔平成26年規則78号〕

（委員長）

第７条の２　条例第８条の２の規定により設置する札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

追加〔平成26年規則78号〕

（臨時委員）

第７条の３　条例第８条の４第３項に規定する臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者

（２）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

２　臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

追加〔平成26年規則78号〕

（会議）

第７条の４　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員会の会議の議長となる。

３　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成26年規則78号〕

（資料の提出その他の協力）

第７条の５　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

追加〔平成26年規則78号〕

（秘密の保持）

第７条の６　委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

追加〔平成26年規則78号〕

（生活環境保全専門家部会）

第７条の７　条例第８条の４第４項に規定する生活環境保全専門家部会（以下「専門家部会」という。）は、同条第２項第１号に掲げる者である委員（以下「専門家部会委員」という。）及び委員長が指名する臨時委員（第７条の３第１項第１号に掲げる者である臨時委員に限る。）をもって組織する。

２　専門家部会に専門家部会長を置き、専門家部会委員の互選により選出する。

３　専門家部会長は、専門家部会を代表し、専門家部会の事務を総理する。

4　専門家部会長に事故があるとき、又は専門家部会長が欠けたときは、あらかじめ専門家部会委員のうちから専門家部会長の指名する委員がその職務を代理する。
5　第7条の4及び第7条の5の規定は専門家部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門家部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「専門家部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」あるのは「専門家部会委員」と、「臨時委員」とあるのは「第7条の7第1項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。
追加〔平成26年規則78号〕
（その他の部会）
第7条の8　条例第8条の4第6項に規定する部会（以下単に「部会」という。）は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
2　前条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門家部会長」とあるのは「部会長」と、「専門家部会委員」とあるのは「次条第1項に規定する委員（臨時委員を除く。）」と読み替えるものとする。
3　第7条の4及び第7条の5の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「第7条の8第1項に規定する委員」と、「臨時委員」とあるのは「同項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。
追加〔平成26年規則78号〕
（準用）
第7条の9　第6条及び第7条の規定は、委員会について準用する。この場合において、第7条中「第3条から前条」とあるのは「第7条の2から第7条の8」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。
追加〔平成26年規則78号〕
第4章　大規模建築物の所有者等の義務
追加〔平成26年規則78号〕
（大規模建築物の範囲）
第8条　条例第20条に規定する規則で定める大規模建築物は、事業の用に供する部分（次に掲げる用途に供する部分を除く。以下同じ。）の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ面積の合計をいう。）が1,000平方メートル以上の建築物とする。
（1）倉庫
（2）自動車車庫
（3）工場（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第3号から第8号まで、第11号、第13号、第16号、第19号から第21号まで及び第23号から第34号までに掲げる営業の用に供するものを除く。）
（4）神社、寺院、教会その他これらに類するもの
（廃棄物管理責任者選任届等の提出）
第9条　条例第20条の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、当該選任又は変更の日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任（変更）届（様式1）を市長に提出して行うものとする。
（事業系廃棄物減量計画書の提出）
第10条　条例第21条の規定による計画書の提出は、毎年5月31日までに、その年の4月1日以後の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を記載した事業系廃棄物減量計画書（様式2）を市長に提出して行うものとする。
（事業系廃棄物処理実績報告書の提出）
第11条　条例第21条の規定による実績報告書の提出は、毎年5月31日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び処理に関する実績を記載した事業系廃棄物処理実績報告書（様式2）を市長に提出して行うものとする。
（保管場所の設置基準）
第12条　条例第22条の規定による保管場所の設置基準は、次のとおりとする。
（1）当該建築物又はその敷地内にあること。
（2）事業系廃棄物及び再利用の対象となる物を保管するのに十分な広さを有すること。
（3）収集車両の運行及び積込み作業に支障を来さない場所にあること。
（4）収集車両の運行及び積込み作業が、安全に、かつ、効率的に行うことができること。
（5）事業系廃棄物及び再利用の対象となる物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
（6）ねずみが生息し、及びはえその他の害虫が発生しないようにすること。
（保管場所設置計画書の提出）
第13条　条例第22条の規定による保管場所の届出は、事業系廃棄物保管場所等設置計画書（様式3）を市長に提出して行うものとする。
第5章　廃棄物の適正処理
追加〔平成26年規則78号〕
第1節　一般廃棄物の処理
追加〔平成26年規則78号〕
（市が収集及び運搬をしない家庭廃棄物）
第14条　条例第30条第1項ただし書の規定により市が収集及び運搬をしない家庭廃棄物は、次に掲げるものとする。
（1）水洗式くみ取便所に係るし尿
（2）浄化槽（第20条第5項に規定する浄化槽に準ずるものを含む。）に係る汚泥
（共同住宅の範囲）
第15条　条例第31条の2に規定する規則で定める共同住宅の用に供する建築物は、住戸の数が6戸以上であるものとする。
（収集又は運搬を禁止する家庭廃棄物）
第15条の2　条例第31条の3第1項の市長が指定する家庭廃棄物は、次に掲げる容器で家庭廃棄物となったものとする。
（1）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）別表第一　一の項に掲げる容器
（2）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一　二の項に掲げる容器
（3）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一　七の項に掲げる容器
（収集運搬禁止命令）
第15条の3　条例第31条の3第2項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書（様式3の2）により行うものとする。
（排出禁止物の前処理）
第16条　条例第32条ただし書に規定する規則で定める処理は、次のとおりとする。
（1）ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止のこん包を行い、「危険物」と表示し、かつ、その内容を明記すること。
（2）塗料、接着剤等については、乾燥等の措置を講ずること。
（3）スプレー缶については、中身を使いきること。
（4）著しく悪臭を発する物については、脱臭等の措置を講ずること。
（5）次条第1号から第3号までに掲げるものについては、破砕、切断等の措置を講ずること。
一部改正〔平成28年規則45号〕
（排出禁止物）
第17条　条例第32条第6号に規定する規則で定める物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（1）最大の辺又は径が2メートルを超えるもの

（2） 体積が2立方メートルを超えるもの
（3） 重量が100キログラムを超えるもの
（4） 収集、運搬又は処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるもの
（5） 収集、運搬又は処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの
（6） 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器
（7） パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1キログラム以下のものを除く。）
（8） 密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が234キロクーロン以下のものに限る。）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年厚生労働省、経済産業省、環境省令第1号）第1条第2項に規定する密閉形蓄電池使用製品の部品として使用されるものを含み、機器の記憶保持用のものを除く。）

第2節　廃棄物の受入基準

追加〔平成26年規則78号〕

（処理施設における廃棄物の受入基準）

第18条　条例第37条第1項及び第42条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。
（1） 条例第32条第1号から第5号まで及び前条第6号から第8号までに規定する排出禁止物を除去してあること。
（2） 処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるものを除去してあること。
（3） 処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるものを除去してあること。
（4） 産業廃棄物にあっては、その種類及び量が条例第39条第2項の規定に基づき告示されているものであること。
（5） 清掃工場に搬入しようとする廃棄物にあっては、不燃性のものを除去し、かつ、最大の辺又は径を50センチメートル以下（破砕工場を併設する清掃工場においては、2メートル以下）に破砕し、又は切断してあること。
（6） ごみ資源化工場に搬入しようとする廃棄物にあっては、厨芥（ちゅうかい）（生ごみ類をいう。以下同じ。）、不燃性のものその他資源化に適しないものとして市長が別に指定するものを除去し、かつ、最大の辺又は径を2メートル以下に破砕し、又は切断してあること。
（7） ごみ資源化工場に2種類以上の資源化の可能なものを同一車両で搬入する場合は、それらを種類ごとに区分してあること。
（8） 埋立処理場に搬入しようとする廃棄物にあっては、可燃性のものを除去するとともに、中空でない状態にし、かつ、最大の辺又は径を1.5メートル以下に、重量を100キログラム以下に破砕し、又は切断してあること。

第3節　産業廃棄物の処理

追加〔平成26年規則78号〕

（産業廃棄物処理計画書の提出）

第19条　条例第40条の規定による計画書の提出は、産業廃棄物処理計画書（様式4）により行うものとする。

第6章　廃棄物処理手数料等

追加〔平成26年規則78号〕

（清掃手数料等の取扱区分）

第20条　条例別表1清掃手数料の項第2号に規定する規則で定める量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量とする。
（1） 継続して排出される場合　1日平均の排出量40リットル（1日平均の排出量が40リットル以上ある場合で市長が特に認めるときは、その認める量）
（2） 一時的に排出（1月に2回以内の臨時的排出をいう。次条第1項第2号において同じ。）される場合　中空でない状態にした場合の1回の排出量400リットル
2　条例別表1清掃手数料の項第3号及び第4号に規定する規則で定める大型ごみは、条例第32条の規定により排出することができない一般廃棄物以外の耐久消費財その他の固形廃棄物のうちその最大の辺又は径が30センチメートル（材木類及び庭木類については50センチメートル）を超えるものであって、市長が定めるところにより戸別に収集するものとする。
3　条例別表1清掃手数料の項手数料の額の欄に規定する規則で定めるものは、20リットル当たりの重量が5キログラムを超えるものとする。
4　条例別表1清掃手数料の項手数料の額の欄に規定する品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。
5　条例別表1汚泥処分手数料の項に規定する規則で定める浄化槽に準ずるものは、次に掲げるものとする。
（1） 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流している浄化槽であったもの
（2） 建築物の地下に設置されている排水槽（排水にし尿を含むものに限る。）
（3） 建築物に設置されているディスポーザー排水処理槽

（手数料等の徴収方法）

第21条　清掃手数料（条例別表1清掃手数料の項第3号に規定する手数料（以下「大型ごみ処理手数料」という。）及び同項第4号に規定する手数料（以下「家庭ごみ処理手数料」という。）を除く。以下この項において同じ。）は、納入通知書により徴収し、その納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。
（1） 継続して排出される一般廃棄物に係る清掃手数料　次の表の左欄に掲げる期間に処理したものについて同表の右欄に掲げる日

期間	納期限
1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	1月31日

（2） 一時的に排出される一般廃棄物に係る清掃手数料　納入通知書を発付した日から起算して20日目の日
2　くみ取手数料は、納入通知書又は集金の方法により徴収し、その納期限は、次の表の左欄に掲げる期間に処理したものについて同表の右欄に掲げる日とする。

期間	納期限
毎月1日から15日まで	翌月15日
毎月16日から末日まで	翌月末日

3　汚泥処分手数料は、納入通知書により徴収し、その納期限は、毎月1日から末日までに処分したものについて翌月20日とする。
4　焼却手数料、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用は、納入通知書の発付を省略し、処分の都度処理施設において徴収するものとする。ただし、市長が特に認めたものについては、納入通知書により徴収し、その納期限を納入通知書を発付した日から起算して20日目の日又は毎月1日から末日までに処分したものについて翌月20日とすることができる。
5　前各項に規定する納期限の日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当するときは、これらの規定にかかわらず、これらの日の翌日をその納期限とする。

（大型ごみ処理手数料の徴収方法等）

第21条の2　大型ごみ処理手数料は、大型ごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。
2　市長は、大型ごみ処理手数料を納付した者に大型ごみ処理手数料シール（様式4の2）を交付する。

（家庭ごみ処理手数料の徴収方法等）

第21条の3　家庭ごみ処理手数料は、家庭廃棄物（条例別表1清掃手数料の項第4号に規定する規則で定める大型ごみ並びに資源物、スプレー缶、ライター、乾電池並びに加熱式たばこ及び電子たばこを除く。）を収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。
2　市長は、家庭ごみ処理手数料を納付した者に指定袋を交付する。

一部改正〔平成28年規則45号・令和3年2号〕

（一般廃棄物処理手数料の減額又は免除）

第22条　条例第47条の規定により条例第46条第1項の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額（免除）申請書（様式5）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2　市長は、前項の申請に基づき条例第46条第1項の手数料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し一般廃棄物処理手数料減額（免除）承認書（様式6）を交付するものとする。
（産業廃棄物処分費用の減額又は免除）
第22条の2　条例第48条の2の規定により条例第48条第1項の費用の減額又は免除を受けようとする者は、産業廃棄物処分費用減額（免除）申請書（様式6の2）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等の場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。
2　市長は、前項の申請に基づき条例第48条第1項の費用の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し産業廃棄物処分費用減額（免除）承認書（様式6の3）を交付するものとする。
第7章　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用等
追加〔平成26年規則78号〕
第1節　一般廃棄物収集運搬業等の許可等
追加〔平成26年規則78号〕
（一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請）
第23条　法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可申請書（様式7）を市長に提出しなければならない。
（一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可の申請）
第24条　法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（処分業）事業範囲変更許可申請書（様式8）を市長に提出しなければならない。
（一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等）
第25条　市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可証（様式9）を交付する。
2　前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
（一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付）
第26条　法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けた者は、前条第1項の許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可証再交付申請書（様式10）を市長に提出しなければならない。
（一般廃棄物収集運搬業等の廃止の届出）
第27条　法第7条の2第3項の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業（処分業）事業廃止届（様式11）を市長に提出して行うものとする。
（一般廃棄物収集運搬業等に係る変更の届出）
第28条　法第7条の2第3項の規定による変更の届出は、当該変更の日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可申請事項変更届（様式12）を市長に提出して行うものとする。
（再生利用業の指定の申請）
第29条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により廃棄物の再生利用業の指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書（様式13）を市長に提出しなければならない。
（再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請）
第30条　廃棄物の再生利用業の指定を受けた者（以下「指定業者」という。）は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用業変更指定申請書（様式14）を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
（再生利用業の指定証の交付等）
第31条　市長は、前2条の申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査し、再生利用業の指定又は事業の範囲の変更の指定をすべきものと決定したときは、当該申請者に対し再生利用業指定証（様式15）を交付する。
2　前項の指定証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
（再生利用業の指定証の再交付）
第32条　指定業者は、前条第1項の指定証を紛失し、又は著しく損傷したときは、再生利用業指定証再交付申請書（様式16）を市長に提出しなければならない。
（再生利用業の廃止の届出）
第33条　指定業者は、再生利用業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、再生利用業廃止届（様式17）を市長に提出しなければならない。
（再生利用業に係る変更の届出）
第34条　指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から10日以内に、再生利用業指定申請事項変更届（様式18）を市長に提出しなければならない。
（1）　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
（2）　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
（3）　事業所の所在地及び名称
（4）　再生利用の目的
（5）　再生利用の方法
（6）　取引関係
（一般廃棄物処理施設の許可証の交付等）
第35条　市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（様式19）を交付する。
2　前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
（一般廃棄物処理施設の許可証の再交付）
第36条　前条第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、これを紛失し、又は著しく損傷したときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書（様式20）を市長に提出しなければならない。
第2節　産業廃棄物に係る報告
追加〔平成26年規則78号〕
（特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告）
第37条　特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、法第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者を置いた場合（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）又はこれを変更した場合は、その日から30日以内に、その旨を特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書（様式21）により市長に報告しなければならない。
第38条　削除
（産業廃棄物処理業の実績報告）
第39条　法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者又は法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の実績について、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書（様式23）により市長に報告しなければならない。
2　法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者又は法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の実績について、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（様式24）により市長に報告しなければならない。

（産業廃棄物を自ら処理する場合の実績報告）
第40条　産業廃棄物を自ら処理するための法第15条第1項の産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理の実績について、産業廃棄物処理実績報告書（様式25）により市長に報告しなければならない。

第8章　雑則

追加〔平成26年規則78号〕

（環境衛生指導員）
第41条　市長は、法第19条第1項及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項の規定による立入検査並びに廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、環境局環境事業部に環境衛生指導員を置く。
（清掃指導員等）
第42条　市長は、条例第52条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務（前条に規定する環境衛生指導員が行う職務を除く。）を行わせるため、環境局環境事業部に清掃指導員を置く。
2　市長は、前項の清掃指導員の職務を補佐させるため、環境局環境事業部に清掃指導員助手を置く。
3　清掃指導員及び清掃指導員助手は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。
4　清掃指導員及び清掃指導員助手の身分を示す証明書は、清掃指導員（助手）証（様式26）とする。
（委任）
第43条　この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成5年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行前にこの規則による改正前の札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によってした手続その他の行為は、この規則による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）中にこれに相当する規定があるときは、改正後の規則の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。
3　この規則の施行の際現に大規模建築物を所有している者に係る改正後の規則第9条の規定の適用については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成5年9月30日までの間は、同条中「当該選任又は変更の日から30日以内」とあるのは、「平成5年9月30日まで」とする。
4　改正後の規則第10条の規定の適用については、平成5年4月1日以後の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画に限り、同条中「毎年5月31日」とあるのは、「平成5年9月30日」とする。
5　改正後の規則第11条の規定は、平成5年3月31日以前の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び処理に関する実績については、適用しない。
6　事業系一般廃棄物に係る清掃手数料の取扱区分については、施行日から平成6年3月31日までの間は、改正後の規則第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
7　改正後の規則第21条の規定は、施行日以後に行う廃棄物の処理又は処分に係る手数料又は費用の徴収について適用し、施行日前に行った廃棄物の処理又は処分に係る手数料又は費用の徴収については、なお従前の例による。
8　改正前の規則第16条第1項の規定により交付された一般廃棄物処理業の許可に係る許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の規則第25条第1項の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可証とみなす。
9　改正前の規則第19条の3の規定により交付された再生利用業指定証は、施行日に改正後の規則第31条第1項の規定により交付された再生利用業指定証とみなす。

附　則（平成6年規則第53号）～附　則（平成21年規則第21号）

省略

附　則（平成23年規則第4号）

この規則中第14条第2号の改正規定は公布の日から、第37条の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成26年規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成28年規則第45号）

この規則は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第45号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成29年7月1日）

附　則（令和3年規則第2号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附　則（令和4年規則第23号）

1　この規則は、令和4年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際この規則による改正前の各規則の様式の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

別表（第20条関係）

種目	品目	手数料の額
電気・ガス・石油・ちゅう房器具	映像・音響機器（単体のもので、カラオケ演奏装置、スピーカー、テレビアンテナ及びテレビジョン受信機を除く。）	200円
	温水洗浄機付便座	200円
	加湿機	200円
	ガステーブル（ガスこんろ）	500円
	カラオケ演奏装置	900円
	換気扇	200円
	給湯器（床置型のもの）	900円
	給湯器（床置型以外のもの）	200円
	空気清浄機	200円
	照明器具	200円
	食器洗い乾燥機	500円
	食器乾燥機	200円
	除湿機	200円
	炊飯器	200円
	ステレオセット（幅が80センチメートル未満のもの）	500円
	ステレオセット（幅が80センチメートル以上のもの）	900円
	ストーブ（据置型のもの）	500円
	ストーブ（据置型以外のもの）	200円

	スピーカー（高さが60センチメートル未満のもの）	200円
	スピーカー（高さが60センチメートル以上のもの）	500円
	ズボンプレッサー	200円
	扇風機	200円
	掃除機	200円
	調理台	500円
	テレビアンテナ	200円
	テレビジョン受信機（20型未満のもの）	500円
	テレビジョン受信機（20型以上25型未満のもの）	900円
	テレビジョン受信機（25型以上のもの）	1,800円
	電気こたつ（家具調電気こたつ）	500円
	電気こたつ（家具調電気こたつ以外のもの）	200円
	電子レンジ	500円
	電子レンジ台	500円
	灯油タンク（容量が25リットル以下のもの）	200円
	灯油タンク（容量が25リットルを超えるもの）	500円
	流し台	500円
	ファクシミリ（電話機と一体となったものを含む。）	200円
	布団乾燥機	200円
	プリンタ	200円
	ふろがま	500円
	ホットカーペット	200円
	マッサージ機（いす型のもの）	900円
	マッサージ機（いす型以外のもの）	500円
	ミシン（卓上型のもの）	200円
	ミシン（卓上型以外のもの）	500円
	ワードプロセッサ	200円
家具・寝具	アコーディオンカーテン	200円
	衣装箱	200円
	いす（応接用で1人用のもの）	500円
	いす（応接用で2人以上用のもの）	900円
	いす（応接用いす以外のもの）	200円
	衣類乾燥機台	200円
	オーディオラック	500円
	カーペット（広さが3畳以下のもの）	200円
	カーペット（広さが3畳を超えるもの）	500円
	カラーボックス	200円
	鏡台	500円
	げた箱（高さが1メートル未満のもの）	500円
	げた箱（高さが1メートル以上のもの）	900円
	サイドボード（幅が1メートル未満のもの）	500円
	サイドボード（幅が1メートル以上のもの）	1,300円
	たんす（高さが1メートル未満のもの）	500円
	たんす（高さが1メートル以上のもの）	1,300円
	ついたて	500円
	机（両そでのもの）	1,300円
	机（両そで以外のもの）	900円
	テーブル（最大の辺又は径が1メートル未満のもの）	200円
	テーブル（最大の辺又は径が1メートル以上のもの）	500円
	テレビ台	500円
	電話台	200円
	戸棚（高さが1メートル未満のもので、オーディオラック、げた箱、サイドボード、リビングボード及びロッカーを除く。）	500円
	戸棚（高さが1メートル以上のもので、オーディオラック、げた箱、サイドボード、リビングボード及びロッカーを除く。）	900円
	布団	200円
	ブラインド	200円
	ベッド（ダブルベッド、リクライニング機能付ベッド及びベビーベッド以外のもので、ベッドマットレスを除く。）	500円
	ベッド（ダブルベッドで、ベッドマットレスを除く。）	900円
	ベッド（リクライニング機能付ベッドで、ベッドマットレスを除く。）	1,300円
	ベッドマットレス（スプリング付のもの）	1,800円
	ベッドマットレス（スプリングのないもの）	200円
	ベビーベッド	200円
	リビングボード	1,300円
	ロッカー（幅が60センチメートル未満のもの）	500円
	ロッカー（幅が60センチメートル以上のもの）	900円
	ワゴン（最大の辺又は径が1メートル未満のもの）	200円
	ワゴン（最大の辺又は径が1メートル以上のもの）	500円
その他	編み機	500円
	乳母車	200円
	煙突	200円
	オルガン（電子オルガン）	1,300円
	オルガン（電子オルガン以外のもの）	900円
	クーラーボックス	200円
	車いす	500円

	くわ、スコップ、つるはしその他の作業用具	200円
	携帯用発電機	500円
	健康器具（電動式ランニングマシン）	900円
	健康器具（電動式ランニングマシン以外のもの）	500円
	コート掛け	200円
	子供用遊具（滑り台）	500円
	子供用遊具（ぶらんこ）	500円
	子供用遊具（滑り台及びぶらんこ以外のもの）	200円
	ゴムボート（底板付のものを含む。）	500円
	ゴルフ用具	200円
	コンポスト容器	200円
	サーフボード	200円
	材木類	200円
	自転車	500円
	芝刈り機	200円
	車両用ルーフボックス	500円
	除雪機	500円
	ショッピングカート	200円
	水槽	500円
	スーツケース	200円
	スキーキャリア	200円
	スキー用具	200円
	ストーブガード	200円
	スノーボード	200円
	洗面化粧台	900円
	畳	500円
	卓球台	1,300円
	建具（玄関ドア以外のもの）	200円
	テント	200円
	トタン板	200円
	庭木類	200円
	はしご	200円
	ペット小屋（木製又はスチール製のもの）	500円
	ペット小屋（木製及びスチール製以外のもの）	200円
	物置（プラスチック製のもの）	200円
	物置（プラスチック製以外のもので、高さ及び幅が1メートル未満のもの）	500円
	物置（プラスチック製以外のもので、高さ又は幅が1メートル以上のもの）	900円
	物干しざお	200円
	物干し台（土台付のもの）	900円
	物干し台（土台のないもの）	200円
	浴槽	900円
	その他のもの（最大の辺又は径が1メートル未満のもの）	200円
	その他のもの（最大の辺又は径が1メートル以上のもの）	500円

備考

1　本表に規定する手数料の額は、それぞれの品目の1個当たりの金額である。ただし、ステレオセット、電気こたつ（家具調電気こたつ以外のもの）、布団、煙突、ゴルフ用具、材木類、スキーキャリア、スキー用具、卓球台、テント、トタン板、庭木類、物干し台及び物干しざおに係る手数料の額は、市長が別に定める1セット当たりの金額である。

2　収集し、運搬し、及び処分する大型ごみが備考1ただし書に規定する品目（ステレオセットを除く。）の1セットの一部を構成する物である場合又は当該品目の1セットとして定める数量に満たない場合であっても、これを当該品目の1セットとみなして本表を適用する。

様式1（第9条関係）

廃棄物管理責任者選任(変更)届

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

届出者　住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電　話　　(　　)

担当者

E-mail

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 20 条の規定により廃棄物管理責任者を選任(変更)したので、次のとおり届け出ます。

建築物の所在地		札幌市　　区
建築物の名称		
選任(変更後)	職	
	氏名	
	連絡先	電話　(　　)
	選任(変更)年月日	年　　月　　日
変更前	職	
	氏名	
	連絡先	電話　(　　)

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式2（第10条、第11条関係）

事業系廃棄物減量計画書・処理実績報告書

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

届出者住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話　　（　　）

年度の事業系廃棄物の減量計画及び 年度の事業系廃棄物の処理実績について、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第21条の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称		所在地	------	廃棄物管理責任者		電話	（　）

区分			前年度実績				本年度計画	
			発生量			処理業者	発生量	処理業者
			容量実績（　又は　）	換算式（容量に比重を乗じて重量に換算してください。）	重量			
再利用対象物	古紙	新聞			kg		kg	
		ダンボール			kg		kg	
		その他			kg		kg	
		小計	----	----	kg	----	kg	----
	飲料容器	びん・缶・ペットボトル混合			kg		kg	
		びん			kg		kg	
		缶			kg		kg	
		ペットボトル			kg		kg	
		小計	----	----	kg	----	kg	----
	その他	紙くず（資源化ごみ）			kg		kg	
		生ごみ			kg		kg	
					kg		kg	
		小計	----	----	kg	----	kg	----
	計　(A)		----	----	kg	----	kg	----
一般ごみ(B)					kg		kg	
合計(C)＝(A)＋(B)			----	----	kg	----	kg	----
再利用率　(A)÷(C)			----	----	%	----	%	----

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式3（第13条関係）

事業系廃棄物保管場所等設置計画書

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

届出者　住　所

氏　名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電　話　　(　　)

担当者

E-mail

事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所について、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

設計者の住所	
設計者の氏名	
建築物の所在地	
建築物の名称	

建築物の概要	敷地面積：　m²	用途	入居社数	専用面積
		(　　)	社	m²
	建築面積：　m²	(　　)	社	m²
		(　　)	社	m²
	延べ面積：　m²	(　　)	社	m²
	(うち駐車場面積　m²)	(　　)	社	m²
	地上　　階、地下　階	(　　)	社	m²
		計	社	m²

廃棄物及び再利用対象物の保管場所の構造等	設置位置	保管場所面積	保管施設等の構造
	廃棄物 □　建物内(　　階) □　建物外 再利用対象物 □　建物内(　　階) □　建物外	廃棄物 m² 再利用対象物 m²	

工事着手予定年月日	年　　月　　日
工事しゅん功予定年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日

※受付欄	※協議済	※処理欄

注1　該当する□にレを付けてください。
2　※印の欄は、記入しないでください。
3　この計画書には、次の図面を添付してください。
(1)　付近見取図
(2)　建物位置図
(3)　各階平面図
(4)　保管場所の位置図、平面図及び立面図(敷地内収集車使用道路図を含む。)

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式3の2

収集運搬禁止命令書

年　　月　　日

住　所
氏　名

札幌市長　　印

あなたは、次のとおり、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「条例」という。)第31条の3第1項の規定に違反したので、同条第2項の規定により、同条第1項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬しないよう命令します。なお、この命令に違反した場合には、条例第54条の規定により20万円以下の罰金に処せられることがあります。

日　　時	年　　月　　日	午　前 午　後	時　　分ころ
場　　所	札幌市　区		
違反行為	条例第31条の3第1項の市長が指定する家庭廃棄物(スチール缶等・アルミ缶等・ペットボトル等)を上記場所に所在するごみステーションから(収集・運搬)した。		
備　　考			

注1　スチール缶等とは、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第15条の2第1号に掲げる容器をいう。
2　アルミ缶等とは、規則第15条の2第2号に掲げる容器をいう。
3　ペットボトル等とは、規則第15条の2第3号に掲げる容器をいう。

備考
1　この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
2　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔平成28年規則15号〕

様式4(第19条関係)

(表面)

産業廃棄物処理計画書

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

届出者　住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電　話　　(　　)

担当者

E-mail

年度の産業廃棄物の処理に関する計画を作成したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第40条の規定により、次のとおり報告します。

事業所の概要	事業所の所在地				
	事業所の名称				
	会社資本金		事業所の従業員数		
	業種		責任者の氏名(職)		
	主要生産品				
	連絡先	担当者名		電話番号	内線(　)

廃棄物の処理施設の概要	現況	処理施設名	処理能力	設置年月		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物処理施設該当の有無
				年　月	有・無	
				年　月	有・無	
				年　月	有・無	

廃棄物の処理施設の概要	計画	処理施設名	計画内容	計画年次
				年
				年
				年

(裏面)

廃棄物の減量(再利用)の概要	現況	産業廃棄物の種類	減量・再利用方法	
	計画	産業廃棄物の種類	計画内容	計画年次
				年
				年
				年
添付書類		1 産業廃棄物の適正な処理及び減量(再利用)に関する管理組織を示した図(各組織の責任区分を明記すること。) 2 産業廃棄物の適正な処理及び減量(再利用)に関する各品目ごとの基準書 3 生産物の製造工程及び産業廃棄物の発生に関するフローシート 4 産業廃棄物の前年度の発生状況及び処理状況並びに本年度の処理計画を記載した書類 5 産業廃棄物の適正な処理及び減量(再利用)に関する従業員への教育計画を記載した書類(時期、対象従業員、教育内容等が含まれていること。) 6 産業廃棄物の適正な処理及び減量(再利用)に関する下請業者への指導計画を記載した書類(時期、対象下請業者、指導内容等が含まれていること。)		

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式4の2(第21条の2関係)

大型ごみ処理手数料シール

受付番号

手数料額　　円

- このシールは払戻しできません。
- このシールは再発行できません。
- 大型ごみを出す際には、受付番号を記入してください。
- このシールは大型ごみの目立つところにはってください。

札幌市

備考

1 このシールの大きさは、縦80ミリメートル、横85ミリメートルとする。

2 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式5(第22条関係)

一般廃棄物処理手数料減額(免除)申請書

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電　話　　(　　)

担当者

E-mail

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 47 条の規定により手数料の減額(免除)を受けたいので、次のとおり申請します。

区　　分	内　　容				
対　　象 (該当するものに○印を付けてください。)	手　数　料　の　種　類				
	清　掃 手数料	くみ取 手数料	汚泥処分 手数料	焼　却 手数料	埋　立 手数料
処　理　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで				
排　出　量・品　目					
手　数　料　の　額	円				
申　請　理　由 (具体的に記載してください。)					

※決裁欄	※備考

注　※印の欄は、記入しないでください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式6（第22条関係）

一般廃棄物処理手数料減額(免除)承認書

年　　月　　日

様

札幌市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった手数料の減額(免除)については、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第47条の規定により、次のとおり承認します。

区　　分	内　　容
手数料の種類	
処理期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
排出量・品目	
手数料の額	円
免除又は減額割合	
備　　考	

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式6の2（第22条の2関係）

産業廃棄物処分費用減額(免除)申請書

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電　話　　(　　)

担当者

E-mail

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 48 条の 2 の規定により費用の減額(免除)を受けたいので、次のとおり申請します。

区　　分	内　　容		
対　　象 (該当するものに○印を付けてください。)	費用の種類	清掃工場での処分費用	
		ごみ資源化工場での処分費用	
		埋立処分場での処分費用	
処理期間	年　月　日から　年　月　日まで		
排出量・品目			
費用の額	円		
申請理由 (具体的に記載してください。)			

※決裁欄	※備考

注　※印の欄は、記入しないでください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式6の3（第22条の2関係）

産業廃棄物処分費用減額(免除)承認書

年　　月　　日

様

札幌市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった費用の減額(免除)については、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第48条の2の規定により、次のとおり承認します。

区　　分	内　　容
費用の種類	
処理期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
排出量・品目	
費用の額	円
免除又は減額割合	
備　　考	

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式7（第23条関係）

一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業

許可申請書(新規・更新)

年　月　日

(宛先)札幌市長

申請者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話　(　　)
担当者
E-mail

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 / 第7条第6項 の規定により一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業 の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

事業所の所在地	
事業所の名称	
事業の範囲	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	
※備考	※受付欄

注 1　事業の用に供する施設の設置場所及び処理能力については、一般廃棄物処分業の許可の申請の場合にのみ記入してください。
2　※印の欄は、記入しないでください。
3　次の書類及び図面(許可の更新の場合にあっては、市長が指定した書類及び図面を除く。)を添付してください。
(1)　事業計画の概要を記載した書類
(2)　事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図
(3)　申請者が前号に掲げる施設の所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等
(4)　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び組織図
(5)　申請者が個人である場合には、住民票の写し
(6)　申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
(7)　申請者が当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを証する書類
(8)　その他市長が必要と認める書類

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式8（第24条関係）

一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業

事業範囲変更許可申請書

年　月　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所
氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電　話　(　　)
担当者
E-mail

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

許可年月日	年　月　日	許可番号	第　号
事業所の所在地			
事業所の名称			
変更の内容			
変更の理由			
変更の係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力			
※備考		※受付欄	

注 1　事業の用に供する施設の設置場所及び処理能力については、一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請の場合にのみ記入してください。
2　※印の欄は、記入しないでください。
3　次の書類及び図面を添付してください。
(1)　事業計画の概要を記載した書類
(2)　事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図
(3)　申請者が前号に掲げる施設の所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等
(4)　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び組織図
(5)　申請者が個人である場合には、住民票の写し
(6)　申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
(7)　申請者が当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを証する書類
(8)　その他市長が必要と認める書類

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式9(第25条関係)

一　般　廃　棄　物　　業　許　可　証

第　号

住　所

札幌市長　印

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第　条第　項の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日　年　月　日

許可の有効期限　年　月　日

事業の範囲

営業の区域

許可の条件

許可の更新・変更の状況

有効期限	変更内容	市長印
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		

様式10(第26条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業

許可証再交付申請書

年　月　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電　話　(　)

担当者

E-mail

第　号で許可を受けた一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業 の許可証を紛失(損傷)したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第 26 条の規定により、次のとおり再交付を申請します。

事業所の所在地	
事業所の名称	
事業の範囲	
紛失(損傷)の理由	

損傷した場合は、許可証を添付してください。

※備考	※受付欄	

注　※印の欄は、記入しないでください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式11(第27条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業 事業廃止届

年　月　日

(宛先)札幌市長

申請者 住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電　話　(　)

担当者

E-mail

一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業 を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により届け出ます。

許可年月日	年　月　日	許可番号	第　号
事業所の所在地			
事業所の名称			
廃止した事業			
廃止年月日	年　月　日		
廃止の理由			
※備考		※受付欄	

注　※印の欄は、記入しないでください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式12(第28条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業

許可申請事項変更届

年　月　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電　話　(　)

担当者

E-mail

第　号で許可を受けた一般廃棄物 収集運搬業 / 処分業 に係る次の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更の理由	

※備考	※受付欄	

注　※印の欄は、記入しないでください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式13(第29条関係)

(表面)

再生利用業指定申請書

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電　話　　(　　)

担当者

E-mail

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号 / 第2条の3第2号 / 第9条第2号 / 第10条の3第2号 の規定により

一般廃棄物

産業廃棄物

の再生利用業の指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

事業所の所在地		
事業所の名称		
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う廃棄物の種類	
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	
	再生利用の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
	再生活用を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
	再生輸送を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	

※備考	※受付欄	

(裏面)

注 1　再生利用のために廃棄物の処分を行う者は、再生活用及び再生輸送の別の欄に「再生活用」と記入してください。

2　再生利用のために廃棄物の収集運搬を行う者は、再生活用及び再生輸送の別の欄に「再生輸送」と記入してください。

3　※印の欄は、記入しないでください。

4　次の書類及び図面を添付してください。

(1)　事業計画の概要を記載した書類

(2)　当該施設の付近の見取図

(3)　申請者が前号に掲げる施設の所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等

(4)　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(5)　申請者が個人である場合には、住民票の写し

(6)　取引関係を記載した書類

(7)　生活環境の保全上の対策を記載した書類

(8)　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

(9)　再生活用を行う者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類

(10)　申請者が再生輸送を行う者である場合には、再生活用を行う者との委託関係を記載した書類

(11)　その他市長が必要と認める書類

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式14（第30条関係）

(表面)

再生利用業変更指定申請書

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電　話　　(　　)

担当者

E-mail

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第30条の規定により、一般廃棄物/産業廃棄物 再生利用業の変更指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

指定年月日		年　　月　　日		指定番号	第　　号
事業所の所在地					
事業所の名称					
変更の内容	再生活用及び再生輸送の別	変更前			
		変更後			
	取り扱う廃棄物の種類	変更前			
		変更後			
変更の理由					
変更に係る再生利用の方法					
変更に係る取引関係					
※備考				※受付欄	

(裏面)

注 1　再生利用のために廃棄物の処分を行う者は、再生活用及び再生輸送の別の欄に「再生活用」と記入してください。

2　再生利用のために廃棄物の収集運搬を行う者は、再生活用及び再生輸送の別の欄に「再生輸送」と記入してください。

3　※印の欄は、記入しないでください。

4　次の書類及び図面を添付してください。

(1)　指定証

(2)　事業計画の概要を記載した書類

(3)　当該施設の付近の見取図

(4)　申請者が前号に掲げる施設の所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等

(5)　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(6)　申請者が個人である場合には、住民票の写し

(7)　取引関係を記載した書類

(8)　生活環境の保全上の対策を記載した書類

(9)　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

(10)　再生活用を行う者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類

(11)　申請者が再生輸送を行う者である場合には、再生活用を行う者との委託関係を記載した書類

(12)　その他市長が必要と認める書類

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式15(第31条関係)

(表面)

第　　号

再 生 利 用 業 指 定 証

年　　月　　日付けで申請のあった 一般廃棄物 / 産業廃棄物 再生利用業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第　　条第　　項の規定により、次のとおり指定します。

年　　月　　日

札幌市長　　印

住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業の範囲

1　再生活用及び再生輸送の別

2　取り扱う廃棄物の種類

再生利用の方法

取引関係

(裏面)

変更指定事項

指定年月日	指定番号	変更内容	市長印
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			

変更届出事項

変更年月日	変更内容	確認印
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式16(第32条関係)

再生利用業指定証再交付申請書

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話　　（　　）

担当者

E-mail

年　　月　　日付け第　　号で指定を受けた 一般廃棄物 / 産業廃棄物 再生利用業の指定証を紛失(損傷)したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第 32 条の規定により、次のとおり再交付を申請します。

事業所の所在地		
事業所の名称		
事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	再生活用　・　再生輸送 (いずれか該当するものに○印をつけてください。)
	取り扱う廃棄物の種類	
紛失(損傷)の理由		
損傷した場合は、指定証を添付してください。		
※備考	※受付欄	
注　※印の欄は、記入しないでください。		

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式17(第33条関係)

再　生　利　用　業　廃　止　届

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話　　（　　）

担当者

E-mail

年　　月　　日付け第　　号で指定を受けた 一般廃棄物 / 産業廃棄物 再生利用業を廃止したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第 33 条の規定により届け出ます。

指定年月日	年　　月　　日	指定番号	第　　号

事業所の所在地	
事業所の名称	
廃止した事業	
廃止年月日	年　　月　　日
廃止の理由	

※備考	※受付欄	

注　※印の欄は、記入しないでください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式18（第34条関係）

再生利用業指定申請事項変更届

年　　月　　日

(宛先)札幌市長

申請者　住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話　　（　　）

担当者

E-mail

年　　月　　日付け第　　号で指定を受けた 一般廃棄物／産業廃棄物 再生利用業に係る次の事項について変更したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第 34 条の規定により届け出ます。

変更年月日	年　　月　　日	
変更した事項	変更前	変更後
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
事業所の所在地及び名称		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
取引関係		
※備考	※受付欄	

注　※印の欄は、記入しないでください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一部改正〔令和4年規則23号〕

様式19（第35条関係）

一般廃棄物処理施設 設置／変更 許可証

年　月　日

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項／第9条第1項 の規定により、設置／変更 の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

札幌市長　印

許可年月日	年　月　日	許可番号	第　号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	1　施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守してください。 2　計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けてください。 3　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けてください。		

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式20(第36条関係)

一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書

(あて先)札幌市長

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号　　(　　)

一般廃棄物処理施設設置・変更許可証を紛失(損傷)したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第36条の規定により、次のとおり再交付を申請します。

許可年月日	年　　月　　日
許可番号	第　　号
施設の種類及び処理する廃棄物の種類	
設置場所	
処理能力	
紛失(損傷)の理由	
注　損傷した場合は、許可証を添付してください。	

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式21(第37条関係)

特　別　管　理　産　業　産　廃　物
管　理　責　任　者　設　置　・　変　更　報　告　書

年　　月　　日

（あて先）札　幌　市　長

報告者
住　所

氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置・変更したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第37条の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号　　（　　）
（フリガナ） 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名	職名　　氏名
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の年月日及びその事由	年　　月　　日 （事由）
※事務処理欄 （記入しないでください。）	

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式22　削除

様式23（第39条第1項関係）

産　業　廃　棄　物
特別管理産業廃棄物　の運搬実績報告書　　(　　年度)

―――収集運搬業―――

年　　月　　日

(あて先)　札　幌　市　長

報告者
住　所
氏　名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

許 可 の 種 類	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物	許可の年月日	年　　月　　日	許可番号	

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	運搬先					
	許可番号	氏名又は名称	施設の種類	処理施設住所	年間運搬量	単　位

注 1　昨年の 4 月 1 日から本年の 3 月 31 日までの 1 年間に処理した産業廃棄物の量を記入してください。
　2　単位 t 又は m^3 としてください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式24（第39条第２項関係）

(第 1 面)

産　業　廃　棄　物
特別管理産業廃棄物　の処分実績報告書　　(　　年度)

―――中間処分業・最終処分業―――

年　　月　　日

(あて先)　札　幌　市　長

報告者
住　所
氏　名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第 39 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

1　許可の種類・許可年月日・許可番号

許 可 の 種 類	(産廃・特管)処分業(中間・最終処分)	許可の年月日	平成　　年　　月　　日	許可番号	

2　委託者、受託者等

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)				処　　分			受　　託　　者				
	許可番号	氏名又は名称	受託量(単位)	再	処分方法	処分量(単位)	処分後量(単位)	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量(単位)	再・残
	排出現場住所				処分場所			住　　所				

(第2面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)				処分			受託者				
	許可番号	氏名又は名称	受託量(単位)	再	処分方法	処分量(単位)	処分後量(単位)	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量(単位)	再・残
	排出現場住所				処分場所			住所				

注1　昨年4月1日から本年3月31日までの1年間に処理した特別管理産業廃棄物の量を記入してください。
2　単位は、t又はm^3としてください。
3　委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合とがあります。
なお、処分業者からの再委託である場合はその空欄に(再)と記入してください。
4　委託者が許可業者である場合は、許可番号を記入してください。
5　受託者とは、報告者が処分を委託した者をいいます。受託者に処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては、その空欄に(残)と記入し、処分を再委託した場合にあっては(再)と記入してください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(第3面)

3　産業廃棄物の処理施設の種類ごとの処分実績

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量　(単位　t・m^3)				処理後の産業廃棄物の処分量(単位　t・m^3)			
	A	A	A	A	種類	排出量	処理方法	処分量
合計								

注1　昨年の4月1日から本年の3月31日までの1年間に処理した産業廃棄物の量を記入してください。
2　処理した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに1年間の処理量を記入してください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式25(第40条関係)

産業廃棄物処理実績報告書(　　年度)

年　　月　　日

(あて先)　札　幌　市　長

報告者
住　所
氏　名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第40条の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地					電話番号			
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量　(単位　t・m³)				処理後の産業廃棄物の処分量(単位　t・m³)			
	A	A	A	A	種　類	排出量	処理方法	処分量
合　計								

注1　昨年の4月1日から本年の3月31日までの1年間に処理した産業廃棄物の量を記入してください。
　2　処理した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに1年間の処理量を記入してください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式26(第42条関係)

(表面)

9cm

6cm

第　　号

清掃指導員(助手)証

所属　札幌市環境局環境事業部

氏名

(　　年　　月　　日生)

上記の者は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 52 条第 1 項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

写　　真

札幌市印

年　　月　　日

職員コード

札幌市長　　印　　No.

(裏面)

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第 52 条　市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理に関し必要な調査を行わせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(抜粋)

(清掃指導員等)

第 42 条　市長は、条例第 52 条第 1 項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を行わせるため、環境局環境事業部に清掃指導員を置く。

2　市長は、前項の清掃指導員の職務を補佐させるため、環境局環境事業部に清掃指導員助手を置く。

3　清掃指導員及び清掃指導員助手は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。